

安全衛生優良事業場賞・安全衛生功績者賞 表彰基準

一般社団法人四日市労働基準協会

1 表彰の目的

四日市市及び三重郡に所在する事業場で、労働安全衛生活動に積極的に取り組み、労働安全衛生の成績が極めて高い水準に達し、他の模範と認められる事業場及び同地域内において長年にわたり労働安全衛生活動に尽力し労働安全衛生水準の向上に多大の貢献をなした者に対し、一般社団法人四日市労働基準協会長表彰を行い、これを広く周知することにより、安全衛生意識の高揚を図り、もって、労働者の健康と安全を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に資することを目的とする。

2 安全衛生優良事業場賞（別添「安全衛生優良事業場表彰申請書（産業安全部門）又は、安全衛生優良事業場表彰申請書（労働衛生部門）」による。）

労働安全衛生活動に積極的に取り組み、労働安全衛生の成績が極めて高い水準に達し、他の模範と認められる事業場を表彰する。（産業安全部門又は労働衛生部門の基準によるとともに、共通事項の基準をすべて満たすこと。）

（1）産業安全部門

- ①安全衛生管理組織が整備され、その活動が活発であること。（リスクアセスメントの実施に取り組んでいることが望ましい。）
- ②原則として、過去3年間の労働災害率（度数率及び強度率）が、全国平均以下であること。

（2）労働衛生部門

- ①労働衛生管理組織が整備され、その活動が活発であること。
- ②定期健康診断、特殊健康診断等が確実に実施され、事後措置が適切に行われていること。
- ③次のいずれかの対策に取り組んでいること。

メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、高年齢労働者対策、交通労働災害防止対策、受動喫煙防止対策、その他の労働衛生対策

（3）共通事項（次のすべてを満たすこと）

- ①死亡災害が過去3年間発生していないこと。
- ②過去3年間に重大な労働基準関係法令違反に問われていないこと。
- ③環境問題等に関し付近住民との間にトラブルが生じたり、企業倫理のあり方が社会的に問題視されていないこと。
- ④過去10年以内に当協会長表彰（同種の一般社団法人三重労働基準協会連合

会長表彰、三重労働局長表彰、厚生労働大臣表彰等の表彰を含む。)を受賞していないこと。

3 安全衛生功績者賞（別添「安全衛生功績者表彰申請書（安全部門・労働衛生部門）」による。）

5年以上にわたり、事業場又は地域において安全衛生管理活動に従事し、その水準の向上に多大の貢献をなした者を表彰する。

但し、過去に当協会会長表彰（同種の一般社団法人三重労働基準協会連合会長表彰、三重労働局長表彰、厚生労働大臣表彰、緑十字賞を含む。）を受賞していないこと。

4 被表彰者の募集

被表彰者の募集に当たっては、当協会のホームページにて募集を行うとともに、当協会会員事業場に対しては、文書により募集を行う。

5 被表彰者の選定

上記の表彰基準に該当すると認められる事業場からの申請に基づき、当協会設置の安全衛生委員会で審査選考のうえ被表彰者を選定する。

6 表彰状及び記念品の授与

被表彰者には、四日市地方産業安全衛生大会において、披露を行うとともに、表彰状及び記念品の授与を行う。

付則

- 1 この基準は、2021年4月1日より施行する。